令和８年（フ）第１３２０号
千葉市花見川区幕張本郷５丁目27番11号　ベルテ本郷205号
債務者　山内　美保
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２６号
千葉県船橋市三咲２丁目10番７号　三咲グリーンハイツ101号
債務者　青木　真実
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３３４号
千葉市若葉区都賀５丁目21番24号　第２本橋フラワーマンション206号
債務者　岡安　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３３５号
千葉市若葉区都賀５丁目21番24号　第２本橋フラワーマンション206号
債務者　岡安美智子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３４２号
千葉県市川市福栄１丁目１番６―406号　（ヒルズ行徳）
債務者　手島奈穂子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６５号
千葉市若葉区都賀３丁目12番１号　ロージュマン都賀602号
債務者　千秋　順子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６８号
千葉県市原市五井5430番地　市営若葉住宅２棟308号
債務者　津々見早苗
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７９号
千葉県習志野市大久保４丁目14番４号　ＯＫＴハイツ102号
債務者　今田　章太
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４１４号
千葉県市川市二俣１丁目１番23―303号　（第六幸和ハイツ）
債務者　田坂ふみか（旧姓鵜塚）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４１８号
千葉県浦安市堀江４丁目28番２―101号　堀江市営住宅
債務者　宇田川　愛
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４６号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番４棟102号
債務者　吉田　知巳
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０４号
静岡県浜松市浜名区小松4281番地の１　メゾネット若竹Ｃ　103号室
債務者　塩澤　賢人
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
静岡県磐田市国府台391番地３　ウィズハイツ202号
債務者　鈴木　亜紀
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３２６号
静岡県浜松市中央区入野町16136番地の６　コーポさなる102
債務者　井上　末広
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３３４号
静岡県磐田市西島542番地５
債務者　木村ひろみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３７号
長崎県島原市白土町1102―２
債務者　近藤　博之
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
鹿児島県霧島市国分姫城南６番35号
債務者　倍盛　俊文
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係